

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十号）（田園都市づくり課）

一 趣旨

屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、景観行政団体である三郷市が処理することとする。

二 内容

埼玉県屋外広告物条例第二十七条の二に三郷市を加える。これにより、三郷市は次の事務に係る条例を制定することができる。

- (一) 禁止地域、禁止物件の指定
- (二) 広告物の面積、色彩等に関する制限
- (三) 違反広告物に対する措置の事務手続き 等

三 施行期日

条例公布の日から一年以内において規則で定める日